

令和4年第420回信濃町議会定例会 12月会議会議録（2日目）

（令和4年12月9日 午後1時00分）

●議長（佐藤武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3、北村秋敏議員。

1、信濃町の除雪支援制度について

議席番号2番、北村秋敏議員。

◆2番（北村秋敏） 議席番号2番、北村秋敏です。通告に従いまして信濃町の除雪支援制度について一般質問をさせていただきます。第一次ベビーブームに生まれた団塊の世代が全員75歳以上になる2025年を迎えるにあたり、高齢化や生活環境の変化により様々な影響が出ています。特に当町のような雪国では、冬になりますと除雪作業が必要不可欠ですが、高齢者世帯など雪下ろしや除雪作業困難者への支援を含め、雪国でも安心して生活ができる支援体制について見直しや検討が必要なのではないでしょうか。現在の福祉施策で実施している除雪支援は二つあります。一つは住宅除雪支援員派遣制度です。この制度は自己負担はありません。県からの補助金を活用しており、要件は一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、母子父子世帯、高齢者と障害者世帯で町内や近隣市町村に親族関係者等が無く、非課税世帯であることが条件になります。支援内容は、住宅等の雪下ろし、生活道路から玄関先までの、いわゆるけえだし除雪を行います。この制度は、対象者のハードルが高いこと、また、けえだし除雪については生活必要最低限の除雪に限られ、補助金の基準でワンシーズン7時間までとなっており、補助金ベースで考えるとけえだし除雪に関しては十分な支援体制とは言えません。二つ目は軽度生活支援制度になります。これは、シルバー人材センターと町との契約の中で除雪支援を受けられる制度です。対象者は一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯、高齢者と障害者世帯であることが条件で、雪下ろしは母屋の1階部分のみと、玄関から道路までの歩行可能な範囲内と、介護ヘルパーなど訪問駐車スペース1台分に限られます。この制度は主に高齢者世帯が対象で、課税非課税世帯に関係なく申請ができます。利用者の負担割合は、非課税世帯が3分の1、課税世帯が2分の1となっております。そこで質問に入ります。今年度の住宅除雪支援制度は万全か、除雪対象世帯に対して支援員は十分確保できているのか伺います。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） ただ今の北村議員からのご質問にお答えいたします。昨年度の大雪の際は、高齢者等多くの皆様から除雪支援のご相談がありまして、住宅除雪支援員およびシルバー人材センターの皆様のご協力により、何とか福祉政策として支援をさせていただいたところであります。この冬につきましては、昨年同様に福祉としての支援がで

令和4年第420回信濃町議会定例会 12月会議会議録（2日目）

きるよう関係の皆さんの協力体制を確保したところであります。現在、除雪支援を希望される世帯数は55世帯、除雪支援員として協力いただける登録者数は48名となっております。例年通りの受け皿は何とか確保できたのかなというところであります。住宅除雪支援員の皆さん、それからシルバー人材センターの皆さんには、毎年誠意をもってボランティア精神で対応していただき、誠に感謝しているところであります。今後の課題でございますけれども、高齢化が進むにつれまして支援対象世帯の増加が見込まれます。引き続き除雪支援員の確保に努めてまいりたいと考えておりますが、支援員の皆さんも高齢化しております。持続可能な支援制度として継続していくためには、ボランティア精神をもった若い世代のより多くの皆さんに協力いただくことが不可欠となっておりますので、今後、広く呼びかけをしてまいりたいかと考えております。以上です。

●議長（佐藤武雄） 北村議員。

◆2番（北村秋敏） 昨年度は大変雪が多く苦勞されたということですが、今年度は例年どおりにやっつけていけるというような回答をいただきました。担当者に聞いたところ、今年度は住宅除雪支援員は、先ほど町長から言われたように除雪支援員は48名、そして除雪対象世帯は55世帯、そのうち母屋は47件、車庫は17件、物置は27件、けえだし除雪は34世帯ということです。また、軽度生活支援制度のシルバー人材センターでは63世帯ほど対応していくと聞いております。除雪支援員の平均年齢は、58歳ということです。若い世代の支援員も仕事の傍らボランティアに近い状態で作業を行っているという聞いております。今後の人材確保も一層努力が必要かなと思われまます。私も今年、除雪支援員ということで、けえだしの方に登録をさせていただきました。また、私の同僚議員二人も登録されております。そんな中で、雪下ろしについては地域の民生委員さんが屋根に積もった雪の状況によって指示をされると聞いております。そこで、今年度新しい民生委員の方が多く聞いておりますので、その辺についてどのように指導していかれるのか住民福祉課長にお伺いいたします。

●議長（佐藤武雄） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） それでは私の方からお答えをさせていただきます。今までは北村議員さんのおっしゃるとおり、基本、民生委員さんの判断で支援員さんに依頼をし、支援員さんが作業をするというルールとしておりましたけれども、支援員さんも数件担当をしておりますし、雪が降れば依頼が一気にきてしまうこともございます。そんな中で支援員さんからの意見もお聞きする中で、今年度からは必要に応じて支援員さん側から民生委員さんに連絡を取って作業を実施することも可能というふうにいたしましたのでお願いをいたします。

●議長（佐藤武雄） 北村議員。

令和4年第420回信濃町議会定例会 12月会議会議録（2日目）

◆2番（北村秋敏） 今年度は、特に地域の民生委員さんと支援員さんとの連携をとって、そしてスムーズな対応をお願いしたいなと思っております。それでは次の質問に入ります。現在の除雪支援員派遣制度は、支援員に報償費として作業時間により支払われております。例えば除雪機を使っても使わなくても作業時間により支払われることから、除雪機を使って作業した場合、人力より作業時間が短縮され報償費は少なくなり、さらに機械の運搬費や燃料費は支払われないため支援員の持ち出しになっております。除雪機の運搬費、燃料代について見直し、検討を考えているのか伺います。

●議長（佐藤武雄） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） はい。住宅除雪支援員派遣制度につきましては、県の特別豪雪地帯住宅除雪支援事業補助金を活用をしております。雪下ろしに関する補助基準額は、県の基準額が日額1万3000円でその額の2分の1が補助金として町の一般会計に充当をされます。この金額は、除雪機械使用経費を含んだ額で設定をされています。ただ、除雪機の運搬費、燃料費の金額等が明確に示された基準になっていないのは実態でございます。信濃町の場合は豪雪地帯でございますので、支援員の皆さんの負担軽減のため、雪下ろしの場合は県の基準額に町が4000円を上乗せをしまして、日額1万7000円を除雪支援員さんにお支払いをし作業をして対応していただいております。いわゆる、報酬で上乗せをさせていただいているということでございます。なお、公衆道路から自宅玄関前までの、いわゆるけえだし除雪に関しましては、県の補助基準額が上限が1世帯1シーズン7時間までの時給1000円でございますので、7000円というふうになっており、その2分の1が町の歳入となるわけでございますけれども、やはり燃料費等が高騰している中、支援員の皆様の負担にならないよう、先日も町議会の皆様から県補助事業の継続と支援の拡充等についてご要望をさせていただきました。町議会には行政の後押しをしていただきまして、感謝申し上げますところでございます。けえだし除雪につきましては、ご案内のように補助基準額の上限の設定が少額で、結果的に昨年のような大雪になりますと、上限を超えたからといって断るわけにはいきませんので、町の持ち出しも増えてまいります。新たな財源を模索する中で、持続可能な支援体制を検討していく必要があると考えてございます。

●議長（佐藤武雄） 北村議員。

◆2番（北村秋敏） 議会のほうでも県に対して陳情、要望をしておりますが、なかなか進展が難しいのが実情です。これにつきましても、支援員の持ち出しが無いように新しい制度を作るべきかなと思っております。続いて次の質問に入ります。生活の実態に合っていない支援体制についてです。在宅医療や在宅介護といった、在宅でのケア等が動き出しております。その中で、除雪支援希望者から、在宅訪問者の来訪時間、例えば9時とか10時までには車を駐車できるスペースの除雪ができないかなどの要望があります。住宅除雪支援員派遣制度では、けえだし除雪は生活に係る最低限の除雪となっており、

令和4年第420回信濃町議会定例会 12月会議会議録（2日目）

現代にあった支援制度ではなくなっております。住宅来訪者等の駐車場スペースの除雪や、自宅前までの送迎等に対する新しい支援策は考えているのか伺います。

●議長（佐藤武雄） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） はい。住宅除雪支援員派遣制度におけるけえだし除雪の関係につきましては、今ほどお話したとおり時間も7時間までという制限がございまして、少額になってございます。一方シルバー人材センターによる軽度生活支援制度では、介護ヘルパー等訪問駐車スペース1台分に限られますが、ご協力をいただいているところでございます。こちらは所得により自己負担が発生する場合がございます。除雪支援を希望される方からはヘルパーや通院の時間に合わせた作業要望がございまして、なかなかご要望どおりに作業を実施することは、正直、今の現体制の中で困難な状況でございまして。支援員さんは数件掛け持ちをして作業をしておりますし、現状の除雪支援制度そのものが居住者の移動のための通路を最低限確保するための制度ということで、来訪者のための制度になっていないことはご理解をいただきたいところでございます。ただ、ご要望も十分承知しておりまして、在宅介護等のヘルパーが駐車スペースなどについては、非常に困っているということもお聞きしておりまして、別の角度からになります。介護支援制度の中で工面することが可能かどうかということは今、検討をしているところでございます。今後もこの雪国で安心して過ごせる町づくりのために、自助、互助、共助、公助の観点から支援の制度を、その部分につきまして見直していくとともに、財源の確保や若干の受益者負担、支援員の確保、安全対策も含めて検討をしてみたいと考えてございます。

●議長（佐藤武雄） 北村議員。

◆2番（北村秋敏） ただ今は、介護支援制度も利用していければというような答えもございました。自助、互助、共助、公助の連携が必要になってくるのかと考えられます。特に、雪との関わりのある信濃町ではこの互助活動がけえだし除雪の手助けになるのではないのでしょうか。それで近所の人たちの手伝い、また、ボランティアの人たちの助けも必要だと思います。在宅医療や介護を進めていくためにあたり、けえだし除雪を充実させることが必要だと思います。これらの支援制度を早く実現すべきであると思います。ぜひ新しい体制を作っていただきたいと思います。最後の質問に入らせていただきます。事業には財源が必要になります。現在、高齢者等の雪下ろし費用について住宅除雪支援員派遣制度では、県の補助金を利用しつつ特別交付税で8割は国でみてもらえる制度になっています。この特別交付税の内容を見ますと、雪下ろしを高齢者等が業者に依頼した場合の費用の助成費や民間事業者等に委託する費用も対象になるので、そういった制度も作ったらどうでしょうか。ただ、特別交付税では高齢者等の雪下ろしのみが対象経費となりけえだし除雪は対象になりません。そこで、新たな支援策として住宅除雪全般を民間企業、主に建設業者、そしてボランティア団体などに委託して、委託料や補助金

令和4年第420回信濃町議会定例会 12月会議会議録（2日目）

などを一括して町から支払うなどの考えはないのか伺います。

●議長（佐藤武雄） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） はい。議員さんのおっしゃっている民間企業、考え方がいく通りかあると思うんですが、建設業者のお願いをして委託をしてやっていただくということ。それから町内には製造業ですとかサービス業、一般企業がございますけれども、そういった企業に対してボランティア的にお手伝いをいただくという方法も考えられますが、今現在、町から一括、民間企業等に委託をして支払うという考えは、現時点では想定をしていないところでございます。建設業者さんに関しましては、生活保護世帯ですとか、大雪等でどうしても事態になった時にご協力いただく場面がございます。そういった時は快くやっていただけるのですが、ただ、常時一括委託をしてお願いするということに関しましては、建設業者さんも、通常業務のある傍ら作業をしてくれる方が不足しているなど人的面、それから業務量の関係からなかなか難しいとお聞きをしています。そんな中で支援員さんの負担も大きいですし、シルバー人材センターも会員数が減少傾向というようなことで、ボランティア団体がお手伝いをいただけるということであれば大変ありがたいというようなことで、議員さんの所属するボランティア団体も今年お手伝いいただけるとお聞きをしております。ぜひ、お力添えをお願いをしたいと思います。なかなか制度上、ご自身で除雪をすることができない、支援してくれる方も近くにいない世帯で、いわゆる高齢者ですとか母子父子障害者世帯などを対象とした、個々の生活弱者に対する福祉的支援でございまして、現在のところ団体に一括委託をしてという想定はしてはございませんけれども、ぜひお力添えをいただければと思います。

●議長（佐藤武雄） 北村議員。

◆2番（北村秋敏） ただ今は、なかなか委託業者との取り扱いは難しいと、何らかの形でボランティアを立ち上げて進めてほしいというお答えでございました。私事ですが、有償ボランティアいっさぽ一とを昨年から立ち上げてやっている訳ですけども、何らかの形で今年は少し、そういうことで除雪の対応もやっていこうかなということで、若い人たち6人ほど応援してくれる方が見つかりまして、現在いろいろと取り組んでいるところではございますが、なかなか雪との戦いになるので大変かなとは思っております。これから、現在はまだ暖かい日が続いているのですが、これからまた雪との戦いが進む中でぜひこの信濃町に新しい制度を作っていいいただいて、支援員さんの方が多く集まるような大勢に取り組んでいってほしいなと思います。これをもちまして、一般質問を終わりといたします。

●議長（佐藤武雄） 以上で、北村秋敏議員の一般質問を終わります。この際申し上げます。1時40分まで休憩といたします。

（終了 午後1時27分）